

市の地域包括ケアシステムの考え方

1 市の地域包括ケアシステム

(1) 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内で活動できる範囲としています。

市では、これまでの計画において、地理的環境、居住する地域の結びつきの強さなどを配慮し、合併以前の旧市町域を基準として日常生活圏域を設定してきました。

その上で、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）をはじめとする地域密着型サービスや施設サービスの整備を、人口規模等を考慮しながら、圏域に偏在しないよう進め、各圏域における地域包括支援センターの充実も図ってきました。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築のために、より地域に根付いた様々な関係性を結び付けていく必要性があります。そのため、これまで培ってきた各圏域の関係性を考慮し、引き続き地域における包括的ケアを推進し浸透させていくために、これまで同様3つの日常生活圏域を維持するものとします。

■本市の概況■

	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
面積	240.27km ²	131.63km ²	58.71km ²	49.93km ²
総人口	79,009人	27,364人	35,922人	15,723人
高齢者人口	20,392人	7,729人	8,323人	4,340人
高齢化率	25.8%	28.2%	23.2%	27.6%

資料 住民基本台帳人口（平成25年10月1日現在）

将来的には、平成26年10月1日現在の数値を掲載します。

■圏域別・地域密着型サービス別事業所数（平成25年10月1日現在）

（単位：か所，人）

区分		圏域等	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
認知症対応型通所介護	事業所数		2	2	0	0
	定員		15	15	0	0
小規模多機能型居宅介護	事業所数		3	1	1	1
	通所定員		45	15	15	15
	宿泊定員		22	7	6	9
認知症対応型共同生活介護	事業所数		8	3	2	3
	定員		144	27	45	72

■圏域別・介護サービス別事業所数（平成25年10月1日現在）

（単位：か所，人，床）

区分		圏域等	笠間市	笠間地区	友部地区	岩間地区
訪問介護			12	2	6	4
訪問入浴介護			2	2	0	0
訪問看護			5	2	3	0
通所介護	事業所数		22	5	12	5
	定員		430	105	225	100
通所リハビリテーション	事業所数		4	2	1	1
	定員		80	40	20	20
短期入所生活介護	事業所数		4	2	1	1
	床数		56	30	10	16
短期入所療養介護（空床利用型）			5	3	1	1
福祉用具貸与			2	0	1	1
特定福祉用具販売			2	0	1	1
特定施設入居者生活介護	事業所数		1	1	0	0
	定員		50	50	0	0
居宅介護支援			16	6	6	4
介護老人福祉施設	事業所数		4	2	1	1
	床数		298	150	68	80
介護老人保健施設	事業所数		4	2	1	1
	床数		340	160	100	80
介護療養型医療施設	事業所数		1	1	0	0
	床数		6	6	0	0

※ 上記表には介護予防サービスも含まれます。

資料 高齢福祉課

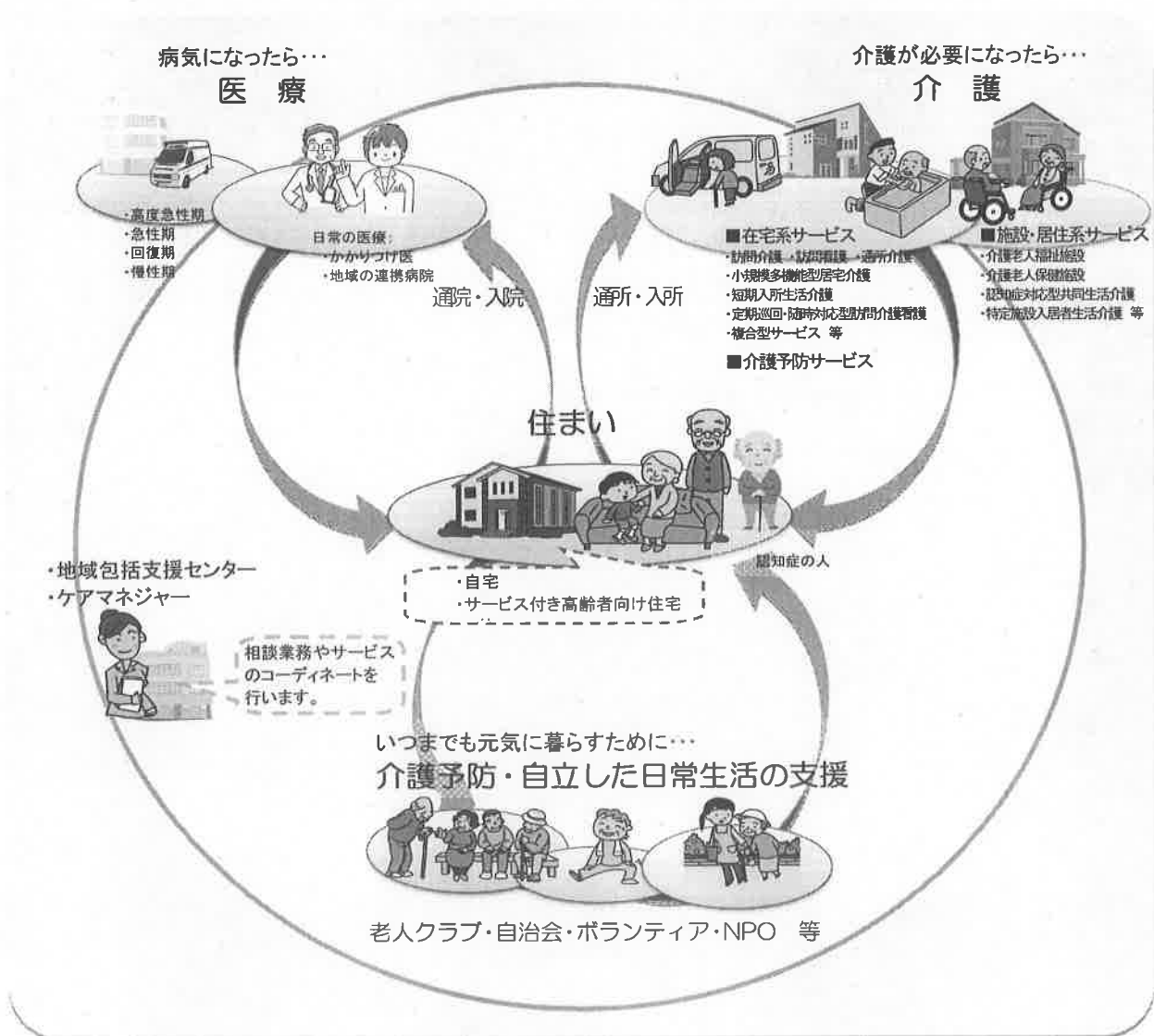
将来的には、平成26年10月1日現在の数値を掲載します。

(2) 市の地域包括ケアシステムの方向性について

本計画では、日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中で、これまで以上に地域包括ケアシステムを活性化させるために、国が示した基本方針等を踏まえながら、更なる医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援を、地域で活動する多様な担い手との協働による支え合いにより推進していく必要があります。

そのために、市民の自助的な健康づくり・介護予防、地域で活動する様々な担い手との協働とコーディネート、保健福祉部門に留まらない関係各課及び多様な関係機関との情報と目的を共有した連携など、それぞれの立場における役割を結び付け、取組の効果を総合的に高めていく仕組みづくりを目指します。

■地域包括ケアシステムのイメージ■



2 地域支援事業の実施に向けて

(1) 市の新しい地域支援事業

地域支援事業は、平成18年度に創設された事業で、従来は、大別すると「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されていましたが、今回の介護保険法の改正により、大幅な見直しが行われました。

その内容は、市町村の裁量を大きくし、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を、市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という）へ位置づけること、また、「包括的支援事業」について、「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」の4業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が加わったことなどがあげられます。

この見直しの趣旨は、既存の介護事業者によるサービスに加え、多様な主体（NPO、民間企業、住民ボランティア等）によるサービスが提供されることで、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを旨とするものです。

■市の新しい地域支援事業■

改正前		改正後	
事業名		事業名	類型
地域支援事業	介護予防給付 (要支援1~2)	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	○訪問介護 ○訪問型サービス ○通所介護 ○通所型サービス ○生活援助型食の自立支援サービス事業
	介護予防事業	〔介護予防健康づくりシニア施策（二次予防）〕 ○健康づくりシニア把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業 ○健康づくりシニア施策評価事業 〔介護予防いきいきシニア施策（一次予防）〕 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○いきいきシニア施策評価事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○健康教育相談事業
	包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	○地域包括支援センター事業 ○在宅医療・介護の連携推進 ○認知症施策の推進 ○日常生活支援サービスの基盤整備事業
	任意事業	介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業 その他の事業	○成年後見制度利用支援事業 ○介護給付等費用適正化事業 ○サービス事業者振興事業 ○家族介護教室事業 ○高齢者見守り事業 ○家族介護継続支援事業 ○家族介護継続事業 ○住宅改修支援事業
		介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	一般介護予防事業
		包括的支援事業	
		任意事業	

(2) 総合事業の実施時期

実施においては、従来の介護予防給付によるサービスと同等の質の確保に加え、費用の効率化を図りながら、利用者や事業者が混乱なく移行するために、多様な主体によるサービス提供の体制整備や市の特性を生かした取組など、一定の準備期間が必要であると考えます。

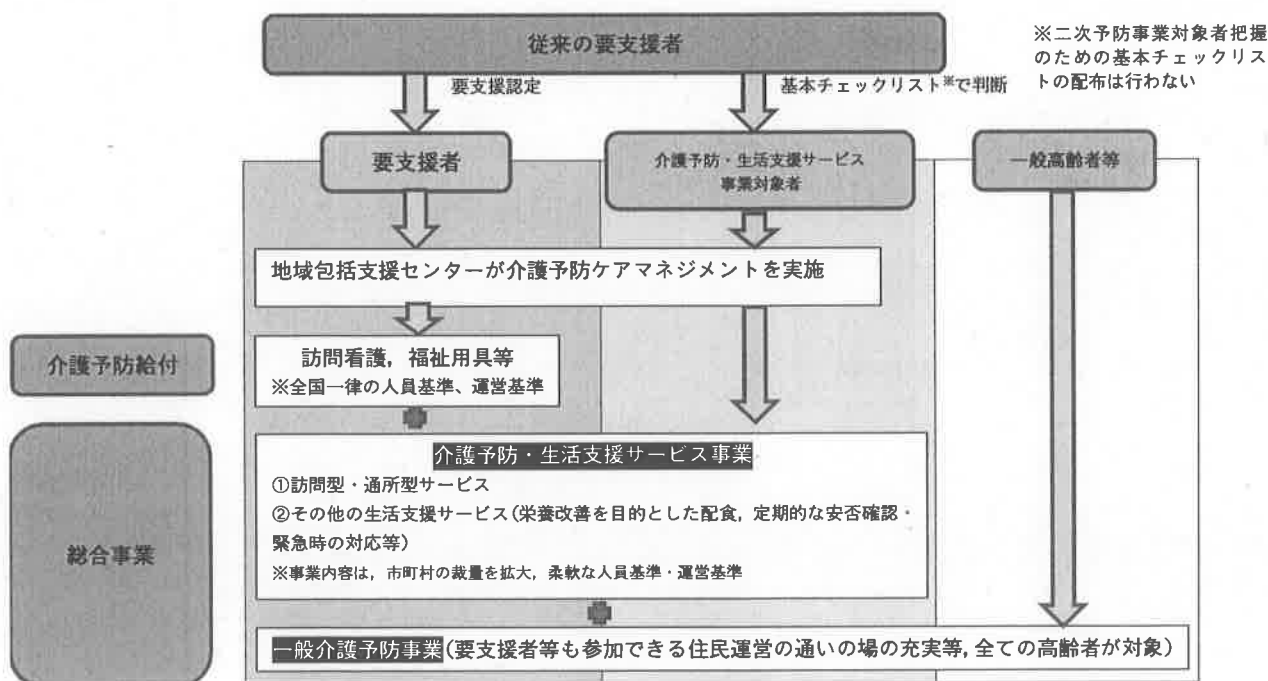
そのため、「総合事業」については、経過措置期間等を活用し、平成29年4月から実施することとします。

(3) 総合事業

総合事業は、従来の給付による介護予防訪問介護、介護予防通所介護を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者(65歳以上のすべての高齢者)に対して体操教室や介護予防の普及啓発等を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

また、ボランティアなどの支援、地域住民の取組等を充実させ、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことによる効果的な介護予防への取り組みが期待されます。

■総合事業のイメージ■



① 介護予防・生活支援サービス事業について

従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた取組を行うことや、市が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになります。

実施に当たっては、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を活用しながら、多様な担い手が行うサービスも含めて充実させることで、市民の様々なニーズにも行き届くサービスを行います。

事業の適切かつ効率的な実施の観点から、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めます。

■介護予防・生活支援サービス事業■

類型	項目	内容
訪問型サービス	訪問介護（ヘルパー派遣事業） [現行の訪問介護]	専門職による生活支援 （身体介護・生活援助）
	訪問型サービスA （訪問型サポート事業） [緩和基準サービス]	日常生活の支援
	訪問型サービスB （訪問型ミニサポート事業） [住民主体による支援]	軽度の生活支援・見守りのための訪問
	訪問型サービスC （短期集中予防サービス事業） [退院後などの集中支援]	退院後の生活支援やケア，リハビリ等
	訪問型サービスD （移動支援事業） [通院等の移動支援]	移送前後の生活支援（準備・病院付き添い）
通所型サービス	通所介護（身体機能向上型） [現行の通所]	デイサービス （一日・半日・ショート）
	通所型サービスA （生きがいづくり型） [緩和基準サービス]	“いきいき通所事業”的な日中活動の場・ 認知症予防
	通所型サービスB（サロン型） [住民主体による支援]	居場所づくり，集いの場
	通所型サービス業C（教室型） [短期集中予防サービス，運動教室]	3ヶ月程度の介護予防・リハビリ教室
生活援助型 食の自立支援 サービス事業	定期的な安否確認及び緊急時の対応につながる見守り等	

②一般介護予防事業について

機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を含めた、バランスのとれたアプローチが必要です。

これまで取り組んできた介護予防事業等について、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが通いやすい場として充実させることで、社会参加や生きがいづくりを通じた効果的な介護予防への取り組みを進めていきます。

介護予防を機能強化する観点から「地域リハビリテーション活動支援事業」を新たに位置づけ、リハビリテーション専門職等を活用し、高齢者の自立支援に向けた取り組みを行います。

■一般介護予防事業■

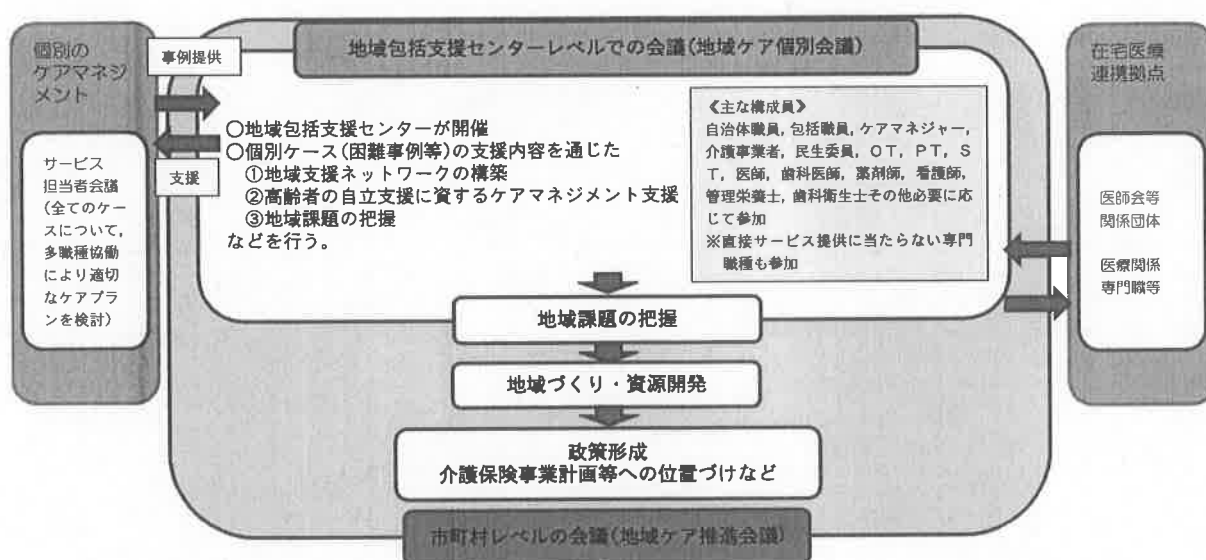
類型	項目	内容
介護予防把握事業		地域の実情に合わせた情報収集。情報活用により、閉じこもり防止等支援。
介護予防普及啓発事業	講演会事業	認知症講演会
地域介護予防活動支援事業	運動教室	シルバーリハビリ体操教室・スクエアステップ教室
	地域リーダー育成事業	介護予防運動教室・認知症サポーター養成講座
	生活管理指導事業	短期宿泊による生活指導
一般介護予防事業評価事業		計画の目標値達成状況等検証を行い事業の評価
地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防事業にリハビリテーション専門職の関与を強化
健康教育相談事業		健康相談

(4) 包括的支援事業

包括的支援事業では、次のような取組を行います。

地域包括支援センター事業では、従来からある「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」の業務を更に充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域包括ケア会議」への取組を強化します。

■地域包括ケア会議のイメージ■



在宅医療・介護連携の推進においては、地域包括ケアシステムネットワークの運営や介護検診クラウドの活用をすることによって、地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有を行います。また、在宅医療・介護連携に関する相談受付、在宅医療・介護関係者の研修などを行います。

日常生活支援サービスの基盤整備事業については、市民のニーズを把握するとともに、生活支援サービスの検討、生活支援コーディネーターの配置、ボランティア団体やNPO等の育成を行います。

認知症施策の推進においては、認知症初期集中支援チーム構築や認知症推進員の配置等を行い、早期発見・早期診断につながりやすい体制を整備し、認知症の方やその家族の支援に取り組みます。

(5) 任意事業

任意事業では、次のような取組を行います。

■任意事業■

項目	内容
成年後見制度利用支援事業	市長申し立て等の対応・制度の普及啓発
介護給付等費用適正化事業	ケアプラン及び介護給付の適正化
サービス事業者振興事業	市内サービス事業所の連携会議の実施
家族介護教室事業	介護の仕方等の教室の実施（社協委託）
高齢者見守り事業	見守りのための協定・協力者の登録・SOSネットワークの運営
家族介護継続支援事業（介護用品の支給）	介護用品の支給
家族介護継続事業（家族介護慰労金事業）	家族介護慰労金
住宅改修支援事業（理由書作成）	住宅改修理由書作成委託料